

[平成31年度]

中小企業展示会等出展支援補助金

応募要項【前期募集】

1 補助概要

(1) 補助内容

本年度中に、販路拡大を目的として行う展示会・見本市等への出展を行う場合、経費の一部を助成します。

※当該年度内に補助金を申請できるのは1事業者につき1件まで。

※同一の事業者による2年連続の申請は不可。

※定期的に行われている展示会の場合、過去に出展したことがないものであること。

ただし、創業日（法人は登記簿上の法人設立登記年月日、個人は個人事業の開業届出日）から5年を経過していない場合は、1回に限り申請が可能です。

（展示会主催者に過去の出展有無を確認する場合があります。）

(2) 対象となる展示会・見本市等

販路拡大のために出展するもので、一般に公開されている国内外の展示会・見本市等とし、展示会等の出展は、平成31年4月1日かつ申請日以降に開始し、平成32年3月31日までに終了すること。ただし、下記①～④に該当するものは対象とならない。

①販売することを主目的としたもの（展示即売会、物産展等）

②当該補助金の交付対象者が企画するもの

③自社単独で出展しないもの

（自社単独とは、自社名で出展者登録を行い、自社名をブースに掲げ、かつ他社との共同出展を行わないものを指します）

④その他、区長が不相当と認めるもの

(3) 補助対象経費

○出展小間料

○小間装飾費

ただし、テーブル・パンフレットスタンドなど展示会等終了後も使用できる備品の購入、出品物の運搬に係る経費、パンフレット・チラシ・ポスター等の印刷物は対象外とする。

※補助対象経費は、出展小間料は平成30年4月1日から平成32年3月31日までに支払いを完了すること。ただし小間装飾費は平成31年4月1日かつ申請日以降に契約し、平成32年3月31日までに支払いを完了すること。

※国及び他の団体等から他の補助金の交付を受けていない出展事業であること。

※親会社、子会社、グループ会社等（自社と資本関係のある会社、役員及び社員を兼用している会社、代表者の三親等いないの親族が経営している会社等）との取引でないこと。

(4) 補助金の額

国内で開催される展示会等の場合 1件15万円まで（補助対象経費の2／3以内）

海外で開催される展示会等の場合 1件20万円まで（補助対象経費の2／3以内）

2 対象者等

【対象者】

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業

- ① 法人の場合…本店登記が区内にあり、本店(営業の本拠)を区内に有していること
…事業税の納税地が新宿区であり、法人税(事業税・都民税)を滞納していないこと
- ② 個人の場合…事業所(営業の本拠)を区内に有していること
…事業税の納税地が新宿区であり、事業税、住民税を滞納していないこと

※資本金及び従業員要件

業種	資本金及び従業員
製造業、建設業、運輸業その他の業種（ソフトウェア業等）	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5000万円以下又は100人以下
小売業	5000万円以下又は50人以下

※「営業の本拠」とは、

- ・ 電話、デスクがあり、指揮をとり得る状況にあること
- ・ 経営者、従業員が常に事務所を活用していること
- ・ 帳簿、伝票類を事務所に備え付けていること
- ・ 郵便が届くこと など

【対象外事業者】

- ・ 大企業が実質的に経営に参画している中小企業者

※大企業が単独で発行済株式総数又は、出資総額の1/2以上所有又は、出資している場合

※大企業が複数で発行済株式総数又は、出資総額の2/3以上所有又は、出資している場合

※役員総数の1/2以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合

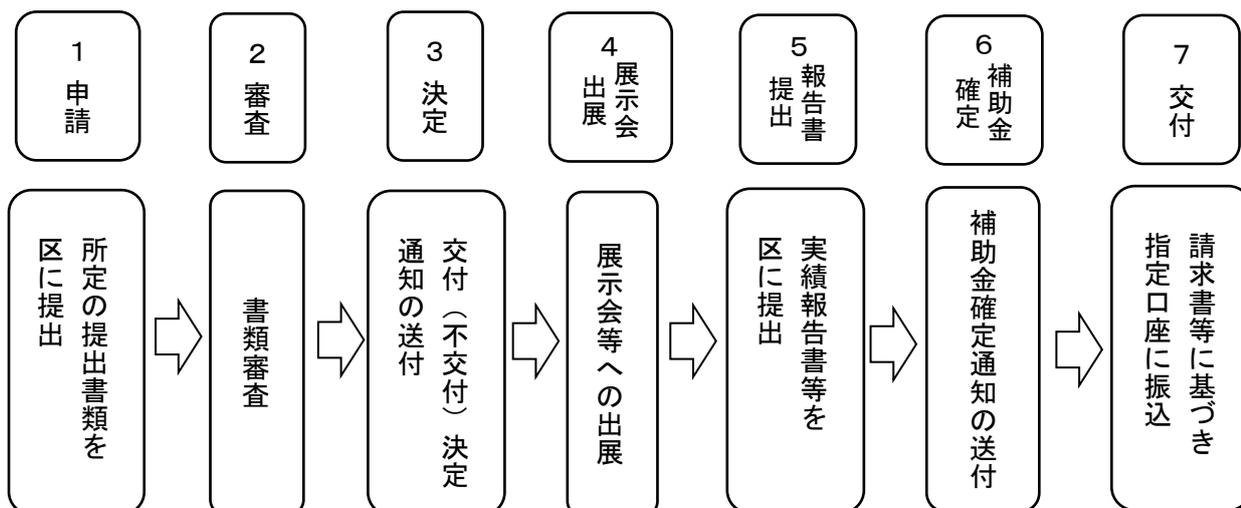
※その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

- ・ 風営法^(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律)に規定する性風俗関連特殊営業を営むもの、風俗営業のうち接待飲食等営業を営むものの一部

【その他条件】

※平成31年度の新宿区新製品・新サービス開発支援補助金を受けている製品等を出展する場合、当該補助金の実績報告が終了していること。

3 申請から交付までの流れ



4 募集期間・申請方法等

- (1) 募集期間 平成31年4月1日(月)から平成31年9月30日(月)まで
 ※先着順。前期予算額に達し次第、受付を終了します。
 ※申請の前に必ず産業振興課に申込状況の確認をしてください。
- (2) 申請方法 下記(3)の提出書類一式を新宿区文化観光産業部産業振興課の窓口に持参してください。(産業振興課窓口：新宿区西新宿6-8-2 BIZ新宿4階)
 (提出書類に不備・不足がある場合には、受付できません)

(3) 提出書類

- ① 「中小企業展示会等出展支援補助金 交付申請書(第1号様式)」(区指定様式)
 ※交付申請書の印は、代表者印(実印)を押印してください。
 ※算出根拠が外貨の場合、日本円に換算し、根拠とした申請日の為替レートが確認できる書類を添付してください。(金融機関のホームページなど)
- ② 「中小企業展示会等出展支援補助金 申請前確認書」
- ③ 展示会等の出展案内・パンフレット等 (出展小間料の記載があるもの)
- ④ 小間装飾費を対象経費とする場合、見積書(経費の内容と見積りが分かるもの)
- ⑤ 添付書類…「申請者」について確認する書類(直近のもの、証明書類は発行後3ヶ月以内。)

添付書類	法人	<input type="checkbox"/> 会社概要・社歴(会社案内・パンフレット等) <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> 法人事業税、法人住民税納税証明書(都税事務所発行、非課税の場合でも証明書が必要)
	個人事業主	<input type="checkbox"/> 経歴書 <input type="checkbox"/> 開業届、または所得税確定申告書のコピー <input type="checkbox"/> 個人事業税納税証明書(都税事務所発行、非課税の場合は所得税確定申告書のコピー) <input type="checkbox"/> 住民税納税証明書(住所地の区市町村発行、非課税の場合は非課税証明書)

～添付書類に関する注意事項～

※開業届、所得税確定申告書は受付印があるものに限りです。

※確定申告書は、電子申告をしている場合「メール詳細」を添付してください。

※創業1年未満で上記納税証明書が提出できない場合は、代表者の「所得税納税証明書(その1)」(税務署発行)、及び「住民税納税証明書」(非課税の場合は非課税証明書、住所地の区市町村発行)を提出してください。

※提出書類が外国語で記載の場合は、訳文を添付してください。

※上記①～⑤の他、区長が必要と認める書類を追加で提出いただく場合があります。

※提出していただいた書類等は、採択の可否に関わらず返却できませんのでご了承ください。
また、他の目的には使用せず、厳重に取扱います。

5 交付決定の審査・決定後の手続き

(1) 交付決定の審査方法

提出いただいた書類による審査を行います。

(2) 決定結果の通知

審査結果について、可否に関わらず結果通知を送付します。(申請日より2週間程度)

(3) 事業内容の変更

交付決定を受けた後、出展する展示会等を変更する場合には、速やかに新宿区の承認を得る手続きをしてください。(区指定様式により変更承認申請をしてください。)

※変更内容が交付申請時の事業目的に沿っていない場合は、交付決定を取り消すことがあります。

(4) 事業の遂行状況報告

事業の遂行状況について、新宿区が確認を必要とした時は、報告書を作成し提出してください。

(5) 実績報告書

・事業が完了したときは、速やかに区が送付する「中小企業展示会等出展支援補助金 実績報告書(第6号様式)」(区指定様式)を提出してください。

・実績報告書には、領収書など(出展小間料・小間装飾費の支払いを証明する書類)、出展時の様子が分かる写真を添付してください。

※実績報告書の内容を審査し、交付決定額を上限として補助金額を確定し、「中小企業展示会等出展支援補助金 確定通知書(第7号様式)」を送付します。

(6) 補助金の請求

確定通知書を受領後、請求書と口座振替依頼書を提出してください。(請求書提出後、申請者名義の指定口座に振り込みます)

6 その他

- ・書類提出後、書類内容の確認や質問など産業振興課から連絡をさせていただく場合があります。
- ・補助事業として決定した事業については、その内容を公開し、区の事業にもご協力いただく場合があります。
- ・その他、区の事業をご案内させて頂く場合があります。
- ・この応募要項に表示されている日付については、改元後は新元号に読み替えてください。

7 提出先・問合せ先

新宿区文化観光産業部 産業振興課
担当：内藤、吉田

〒160-0023

新宿区西新宿6-8-2 BIZ新宿4階

TEL：03（3344）0701

FAX：03（3344）0221

